

土木学会東北支部 災害緊急対応規則

(総則)

第1条 この規則は、東北地域において重大なる災害(以下重大災害 という)の発生があった場合の緊急対応に関する事項を定めるものである。

(組織)

第2条 支部長は、不時の災害発生に備えて支部規程第16条の規程に基づき「災害緊急対応委員会」(以下委員会という)を設置しなければならない。

2. 委員会の構成は、次の通りとする。

(1)委員長(支部長兼務)

(2)副委員長

(3)委員

3. 委員は、東北支部会員の中から支部長が指名委嘱する。

4. 委員の任期は2年とし、重任は妨げない。

(災害緊急対応委員会の職務)

第3条 委員会は次の職務を行う。

1. 災害発生時における緊急調査団派遣等の緊急対応に関する事項の決定。

2. 不時の災害発生に備えて事前に調査員候補者リストを作成する。

3. 調査団長及び調査員の委嘱並びに調査対象関係機関への調査団受け入れ及び調査に対する協力の要請を行う。

4. 前項に規程する調査団長及び調査員の委嘱は、規則第5条1項に規程する要請をもって委嘱とみなす。

5. その他、委員長が必要と認めた事項

(緊急調査団派遣の決定)

第4条 委員会は、重大災害発生後、直ちに緊急調査団を派遣すべきか否かを決定する。派遣の是非は、その緊急性に鑑み、委員会委員のいずれかの意思決定で派遣を決定出来るものとする。ただし、この場合事前若しくは事後に可及的速やかに委員長の承認を得なければならない。

(緊急災害調査団の構成及び結成)

第5条 委員会は、第3条第2項に基づき事前に作成された調査員候補者リストの中から団長を選

任し、緊急連絡を取って団長就任を要請する。 団長は、委員会と連絡を密に取りながら調査員候補者リストの中から調査団への参加を要請する。

2. 前項の記載にかかわらず、団長は団員候補者以外にも、災害発生地に関連する支部会員等を指名出来るものとする。

(派遣期間)

第6条 緊急調査団の派遣期間は原則として5日以内とする。

ただし、災害規模や学術的資料収集上、調査日数の延期が必要と団長が判断した場合は、その旨を委員長に具申して承認を得た場合に限り、派遣期間の延長をすることが出来る。

(費用)

第7条 緊急調査団の派遣に係わる費用は、原則として 緊急災害調査基金から支出する。

付則

1. この規則に記載のないものについては、別に定める災害緊急対応マニュアルによるものとする。
2. この規則の改正は、商議委員会の議決による。
3. この規則は、平成17年4月21日から実施する。
4. この規則は平成18年4月24日より一部変更する。